

作成 2010 年 12 月 17 日

## ES 株式会社

### 「官公庁における省エネ法対応および省エネ推進」の課題と解決案

#### 【施設設備の省エネ診断調査】

##### \* 現場の声

官公庁施設に省エネ診断が出来るような専門的知識や経験を持つ担当者は不在で、設備運用の実態把握や省エネ改善立案も難しく、どの程度省エネが出来るかわからない。

##### \* 課題解決案

改正法ではエネルギー管理統括者の役割として現場管理に係わる企画立案・実務の統制があります。その為には当施設のエネルギーの使われかたの妥当性(ムダがないか)を把握しておく必要があります。

具体的には、[取扱・操作の管理状況][使用量の記録管理状況][エネルギー使用設備の保守管理状況]の実態を掴むことからスタートするとよいでしょう。

実施手段として、選任されたエネルギー管理員、若しくはコンサルタント機関に依頼することを奨めます。

#### 【中長期計画作成と方策の実施】

##### \* 現場の声

平成 23 年度から削減実行することは必須であるが、方策のほとんどが設備更新による省エネ計画のため現状の財務状況下では実施しづらい。

##### \* 課題解決案

3～5 年後の目指す姿(法では年平均エネルギー消費原単位で1%以上の低減)を描いて消費原単位低減計画を立て実施します。

当面は運用管理面での改善実施を進めて、その次にメンテ更新時で逐次高効率設備を導入するとよいでしょう。

少ない投資で削減可能な方策の立案実行できるコンサルタントへ、計画の作成・見直しや実施のサポート依頼することを奨めます。

## 【設備台帳整備】

### \* 現場の声

資産台帳に基づく設備台帳はあるが、省エネ観点からの耐用年数を考慮したものではないため計画的な設備更新が組めない。

### \* 課題解決案

設備台帳は[エネルギー使用設備の保守管理]する上で重要です。設備の保守点検は故障防止策だけではなく設置当時の性能を維持する役目を担ってます。

点検時のデータを記録して、設備の性能・効率を、把握しておくことが大事です。

近年エネルギー設備性能向上が目覚しいため、設備更新はメンテによる更新ではなく、投資対効果の見極めにより更新機会をとらえるとよいでしょう。

## 【管理標準の作成と実行】

### \* 現場の声

全施設のエネルギー使用合計の80%を網羅する設備を適正に使用するため、判断基準となる管理標準を作成しなければならないが、知識経験がないため施設設備の運用状況等実態にそぐわない、実施しづらく定着しにくい管理標準が出来上がってしまう。

### \* 課題解決案

省エネ法では事業者の義務として、エネルギー使用設備の管理標準を作成して実施しなければなりません。

具体的には、法が定めるエネルギー使用分野毎の判断基準に基づいて管理標準(マニュアル)を作成して実施することになっています。管理標準の内容は、施設及びエネルギー設備の規模に応じて対応すればよいです。

実施手段として、選任されたエネルギー管理員、若しくはコンサルタントに依頼することを奨めます。

## 【省エネ活動PDCAサイクル・省エネ委員会】

### \* 現場の声

各施設の担当となった人は省エネルギー活動のための知識経験は無く、また、2～3年で移動するため持続的に効果のあがる活動が出来にくい。

### \* 課題解決案

省エネルギー活動は、統括者のリーダーシップによる全員参画で推進することを奨めます。

また、コンサルタント機関のサポートが得られるようエネルギー管理体制構築し、活動を定着

させ効果のあがるようにします。

職場代表による省エネ推進委員会の立ち上げ運営・計画実施等により【動機づけ】し、当面は、投資不要での運用改善やパンフ配布等の啓蒙活動をP-D-C-Aサイクルを進めるとよいでしょう。

そして省エネ活動を継続し続けるために、第三者(コンサルタント機関)のサポート等により、マンネリ化を防ぎサイクルを廻すよう心掛けることです。